

## 仕様書

### 1. 件名

会議室用椅子の購入

### 2. 納入期限

平成 29 年 3 月 22 日（水）

### 3. 納入場所

公益財団法人東京都中小企業振興公社

東京都千代田区神田佐久間町 1－9 秋葉原庁舎 1 階

### 4. 品名、仕様及び数量

別紙「内訳一覧表」のとおり

なお、納入品が別紙「内訳一覧表」に記載されたもの以外である場合は、仕様内容を満たしているか確認できる資料を入札前に発注者に提出し承認を得ること

### 5. 搬入に関する特記事項

- (1) 搬入日時等については、公社職員と打ち合わせの上決定すること。作業日時は平日午前 9 時から午後 17 時までの間とする。
- (2) 搬入については、別紙に記載の指定場所まで搬入すること。不明な点については、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 搬入時に生じる梱包材および納入する什器類と同数の現行品（旧品）を指定場所から引き取ること。

### 6. ディーゼル車規制に適合する自動車による輸送等

本業務の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例 215 号）に基づく次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

### 7. その他

- (1) 納入、調整、設置、引取り等にかかる諸費用については全て受注者の負担とする。

- (2) 本仕様書および内訳一覧表に記載のある事項に疑義がある場合、又は記載のない事項がある場合は公社と協議すること。

問合せ先

東京都千代田区神田佐久間町1－9

公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部 総務課 経理係 清水（美）

電話 03－3251－7886

別紙

内訳一覧表

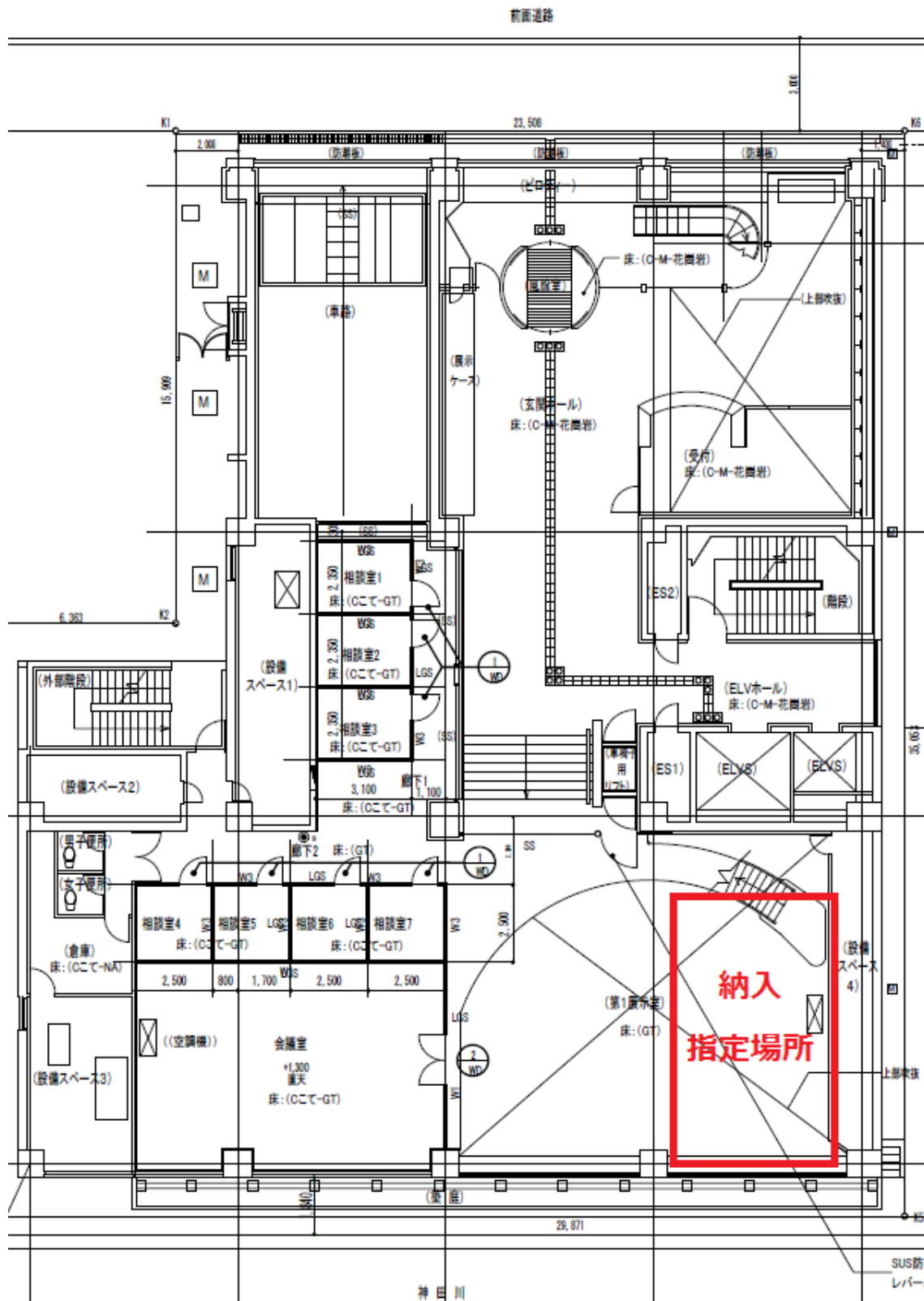
・納入品

| 品名     | 規格                                                                                    | 個数    |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 会議室用椅子 | W570×D555×H785mm ±25mm 程度<br>平行スタッキング可能<br>座面貼地：布張り・濃紺色<br>背：樹脂製・黒色<br>脚：塗装・ナイロンキャスター | 2 7 2 |

・参考型番

|   | メーカー | 型番                          |
|---|------|-----------------------------|
| 1 | コクヨ  | ピエガ<br>CK-720E6G4T6-W       |
| 2 | プラス  | M-500NT シリーズ<br>MB-524NTS-N |
| 3 | イトーキ | カクタス S C チェア<br>KH-339GB    |

## 納入指定場所



暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。